

幕府法と寺法の関係

— 日本近世借金銀寺法の研究 (四) —

小島 信泰

(目次)

はじめに

第一章 幕府法と寺法

第一節 幕府法の特徴

第二節 寺法の特徴

第二章 幕府権力と寺院勢力の関係

第一節 幕府の寺院法度と「享保七年諸宗法度書」

(一) 寺院法度の発布

(二) 「享保七年諸宗法度書」

第二節 幕府権力と寺院勢力

(一) 増上寺の場合

(二) 浅草寺の場合

(三) 大石寺の場合

(四) 長生寺の場合

おわりに

【凡例】

- 一、刊本の史料においては、旧字体を現行の字体に替えた箇所がある。
- 一、刊本の史料に付されたルビ、返り点、一・二点は省略した。
- 一、史料における改行など、統一性を持たせるために手を加えた箇所がある。
- 一、傍点「ヽヽヽヽ」は筆者が付した。
- 一、「（）」内の校訂は筆者による。

はじめに

「幕府法と寺法の関係」を知るには、先ず始めに近代とは違う江戸時代の法の在り方を理解しなければならない。そこで、本稿においては、幕府法および当時存在した寺法の特色を概観してから、幕府権力が、自ら発布した寺院法度ばかりではなく、宗派・寺院の寺法制定にも関与していたという事実を紹介する。さらに、今までその実情が解明されてこなかった、寺院側に残されている、幕府のいわゆる秘密法典や寺院に関する法度（筆者が命名した「幕府寺院関係法」）、さらには宗派の寺法（筆者が命名した「宗派寺法」）について論じてみたい。^①そして、江戸時代を通して、幕府権力による寺院支配が強化されていった事実を調べていく。このことは、いままでもあまり注目されることがなかったのではないかと思われるが、こうした実証的な研究は、当時の寺院内の法状況を確認することになり、「幕府法と寺法の関係」を歴史的に知る上での前提となる。^②

なお、本稿では、これまでの筆者の寺法研究において用いた史料や個々の論点をテーマごとに再編成するとともに、本稿執筆に際して新たに見つけることのできた史料の紹介・解説を通して各章の論述を進めることによって、借金銀

寺法の体系的な研究のための基礎的作業としたい。

(1) 『幕府寺院関係法』、『宗派寺法』については、拙稿「日本近世借金銀寺法の研究——寺法の体系的な研究に向けて——」(『東洋哲学研究所紀要』第三七号、二〇二二年)、参照。同じく筆者が命名した「個別寺法」については、本稿においては論じない。

(2) この「幕府法と寺法の関係」という問題の考察を深めるには、今後さらに当時の寺院の法的性質の解明をはじめ、「幕府寺院関係法」および「宗派寺法」・「個別寺法」の規定内容や寺院を当事者とする出入の実態などを詳細に調べることが必要となる。そのためには、抛り所となる史料の調査・解読を進めなければならない。今後、準備ができたところから順次そうした実証研究を行うことによつて、少しずつこの問題を考察していこうと思う。

なお、本稿は、これまで筆者が執筆してきた「日本近世借金銀寺法」に関する三つの論考の続編になるが、本稿からは、これまでメイン・タイトルにしてきた「日本近世借金銀寺法」をサブ・タイトルにして、本稿はその(四)とすることにした。三つの論考とは、下記の通りである。

「日本近世借金銀寺法の研究——寺法の体系的な研究に向けて——」(『東洋哲学研究所紀要』第三七号(東洋哲学研究所、二〇二二年二月))

「日本近世借金銀寺法の研究——(各説I) 江戸・浄土宗増上寺篇——」(『創価法学』第五一卷第三号(創価大学法学会、二〇二二年三月))

「日本近世借金銀寺法の研究——寺院借金銀の具体的事例——」(『創価法学』第五二巻第二号、二〇二二年二月)

第一章 幕府法と寺法

第一節 幕府法の特徴

近代とは違う近世の政治的・法的・経済的な構造については、かつての国家史研究やそれに続く国制史研究を中心として論じられ、すでに厚い研究業績が積み重ねられている^③。ここではこうした研究について述べる余裕はないが、寺法を考えるに当たつて必要な構造的な点については若干触れておかなければならない。

幕府法は、近代国家のような統一権力下の法とは大きく二つの点に違いがあるといえよう。一つは、法権を中央権

力としての幕府が排他的に掌握していたのではないことである。その結果、今日いうところの立法・司法・行政の三権を、幕府だけではなく各藩や公家、格式ある寺社やいわゆる特殊民団体も、一定の制限下ではあるが、掌握することができたことである。^④二つには、当時の身分制度下にあつて、公家や武家、僧侶や神官、庶民や特殊民によつてそれぞれ適用される法に違いがあつたことである。

筆者は特に、公家や寺院の場合は、一方で幕府によつて宛行われた領地と伝来の所持地の保有と支配が認められ、他方で朝臣や僧侶を治め、儀式や諸芸能もしくは宗教儀礼や民衆教化をそれぞれ行うことを幕府によつて課せられていたことに関心を持ったので、様々な制約を受けてはいたが、公家法あるいは寺法を定めることができたことを調べてきた。^⑤

第二節 寺法の存在

寺法の存在については別稿において論じたことがあるし、いま研究を進めている最中なので、ここで詳しく論じることはできないが、第一に、近世の宗派・寺院は、宗派・寺院内の寺務の執行や配下の僧侶の裁判や制裁といった自治に関する寺法を定めることができたのではなく、領主としての立場から、前節で述べたように、幕府権力を背景として、寺領の領民支配のために寺法を抛り所として裁判権を行使することもできたことを確認しておく。ただし、それらはいくまでも幕府の御威光に触れることは許されないと、いう制限内であつた事実を見逃すことはできない。また、古代・中世における寺法の形成と比較しての近世における各宗派・寺院の寺法についても別稿で触れたので、そちらに譲ることにするが、^⑦第二に、近世江戸時代における寺法を考える上で避けて通ることのできない、古代・中世には見られない特色については述べておかなければならない。

前節で述べたように、幕府法の構造からの一つの帰結として古代・中世から続く寺法が存在する余地が近世におい

ても残されたと考えることができ、古代律令時代においては、安定した天皇権力が僧団内の自律的支配を一定程度認め、中世封建時代においては、公武における不安定な権力構造の帰結として、宗派・寺院の政治的・経済的自立が余儀なくされたことよって、返って宗派・寺院の自己統治が進み、そのために寺法が発達したのに対して、幕藩体制においては、中央権力としての幕府による宗派・寺院の統制やいわゆる檀家制度の確立によって、個々の寺院が幕府の民衆統治の末端機関として位置付けられ、そのために古代・中世とは違う近世的な寺法が形成されることになったのである。⁽⁸⁾

詳しくは、前述したように、江戸時代の国制についての研究を進めなければ、これ以上の論究をすることはできないが、これまでの仏教史研究における研究成果によれば、檀家制度の枠にはまらない遍歴の宗教者の存在や、大名から庶民に至るまで広がった仏教信仰、さらには仏教の教えに基づく生活上の価値観の実態解明などが進められているといえ、その大勢としては、宗派・寺院の自律性はそれ以前の時代に比べて縮小されたといえることではあるであろう。⁽⁹⁾

本稿においては、以下に、これまであまり論じられることのなかった、寺法の制定に対する幕府権力の介入という視点から、この問題について考えてみたい。

- (3) 拙稿「近世寺院法の論点と意義 (一)——中世寺院法および近世国制史の研究を通して——」(『創価法學』第三二卷第一・二合併号、二〇〇二年)、拙著『近世浅草寺の寺法と構造』(創文社、二〇〇八年)第一章「日本近世寺法研究序説」参照。
- (4) 石井良助『日本法制史概説』(創文社、一九六〇年改版(一九四八年初版))、三六八～三六九頁、四七〇頁。
- (5) 神社も、幕府により寺院と同様の支配を受けたが、筆者は寺院にテーマを絞って研究を進めてきたことを一言しておきたい。
- (6) 前掲・拙著『近世浅草寺の寺法と構造』の序論第一章「日本近世寺法研究序説」、参照。なお、古代から近世に至る寺法についての概説については、砂川和義『寺院法』(『社会科学大事典』第九、鹿島研究所出版会、一九七五年)、稲葉伸道『寺院法』(『歴史学事典』九—法と秩序—、弘文堂、二〇〇二年)、清田義英『寺社法』(『国史大辞典』第七卷、吉川弘文館、一九八六年)、稲葉伸道『寺院法』(『日本史大事典』第三卷、平凡社、一九九三年)、参照。
- (7) 前掲・拙著『近世浅草寺の寺法と構造』の第四章「寺法研究の論点」、参照。

- (8) 前掲・拙著『近世浅草寺の寺法と構造』の第一編第一章「古代の国家と仏教」、同第二章「中世の国家と仏教」、第二編第四章「近世の国家と仏教」、参照。
- (9) 拙著『日本法制史のなかの国家と宗教』（創文社、二〇一六年）の第二編第四章「近世の国家と仏教」、参照。
- (10) 同右。

第二章 幕府権力と寺院勢力の関係

第一節 幕府の寺院法度と「享保七年諸宗法度書」

(一) 寺院法度の発布

幕府の寺院法度制定については、辻善之助著『日本仏教史』の近世篇をはじめとする仏教史研究においてすでに明らかにされているように、慶長六年（一六〇二）五月二一日の「高野山法度」の発布以降、各宗派・寺院に対する個別の寺院法度の制定から着手され、後に寛文五年（一六六五）七月一一日のいわゆる「諸宗寺院法度」（「諸国寺院御掟」^⑩）において、各宗派・寺院を超えた統一的な法度の発布に至っているが、その後も必要に応じて各宗派・寺院に対する個別の法令が定められている。

ただし、ここで注意を要するのは、幕府は「諸宗寺院法度」の発布以前の各宗派・寺院の法度においては、幕府の一方的な方針によって法度を下したのではなく、各宗派・寺院側の実情を聴取する方針を取り、幕府の寺院支配を主導した金地院崇伝に命じて、各宗派・寺院内の支配方針や歴史を調査させ、それらを踏まえて法度の起草を実現させていることである。とはいえ、崇伝は僧侶ではあるものの幕府の寺院行政を担った役職者であり、しかも幕府の御威光に触れぬ範囲内において、各宗派・寺院側の要望を権力側の恩恵として勘案するに留まったものと思われる。

この寺院法度発布の背景については、辻氏や豊田武氏などによって論じられているが、次節で述べる「享保七年諸

宗法度書」の発布の背景と比較する必要から、ここで触れておかなければならない。辻氏は、寺院法度の制定は容易ならざる事業であることから、宗内の事情に通じたものでなければできないことを、思慮周密な家康が見逃すことはないことを指摘し、宗内の慣習に注意して、これに幕府の考えを加味したと論じた。また、具体的な発布に当たっては、宗内の一訴訟事件が起きた時に、その裁決を契機として制定されたものが少なくないとしている¹³。

これより先、豊田氏は、『日本宗教制度史の研究』において、各宗派によつて事情が異なるので、寺院法度の制定は相当に困難な事業であったことから、家康は崇伝の助けにより、予め各宗内の耆宿を招いて意見を聴取するなどの慎重なる態度でこれに臨んだとしている¹⁴。ただし、豊田氏は右の論述のために、具体的な史料を提示していない¹⁵。

これに対して辻氏は、『日本仏教史』第八卷〈近世篇之二〉においては、真言宗法度の制定に際しての幕府と蓮華院頼慶との遣り取りについて論じており、『日本仏教史研究』第三卷においては、寺院法度の「制定の手續としては、まづ其宗内より案を出さしめ、之に幾分の修正を加へたる後、更めて之を下せり¹⁶」とし、妙心寺および大徳寺の法度について『東武実録』に収められた、寛永六年（一六二九）の「玉室沢庵両和尚流罪由来」にある、

玉室事、先年天叔、松岳三人同時に、権現様御前に被召出、大徳寺諸法度可被相定に付、度々様子被成御尋候処、慶長廿年卯五月十九日出世之儀、今時は容易罷成候、以来ハ可專御法度之旨、三ヶ条之書物、位頭判形指上、其後其法度之案文被為見、六月加旬（マ）及百日御吟味、其間三人之長老一人宛被召出、話則被聞召、弥為寺法相統之被定下、同年七月廿五日、於二条御屋敷、三長老一度に御法度書頂戴之、難有旨重疊御礼申上候候¹⁸、

との流罪宣告文を紹介している。

これに加え、筆者が試みに崇伝の日記を調べてみたところ、時代は遡るが、慶長一七年（一六一二）七月一日の

条に次の「天下曹洞宗法度」に関する記事を見つけることができた。

天下曹洞宗法度

- 一不在三十年修行成就之人。立法幢事
- 一不在二十年修行。致江湖頭事
- 一寺中追放之惡比丘僧於諸山許容事
- 一致江湖頭不經五年転衣之事。并修行不熟之（僧カ）□致（懸カ）□衣事
- 一為末山背本寺之擬事

右条々。若於背此旨者。可追放寺中也。

慶長十七年五月廿八日 御判

龍穩寺武州ヲコセ

総寧寺下総関 宿

大洞院遠州可 睡

右（カ）從曹洞宗出案書也。⁽¹⁹⁾

若干、表記に変化が見られるが、この曹洞宗側において検討させ、幕府に提出させた「天下曹洞宗法度」の「案書」を基にして、幕府は次に紹介する慶長一七年（二六一二）一〇月朔日の「曹洞宗法度」を正式に発布したものである。

曹洞宗法度

- 一 非三十年修行成就之人而立法幢事、(不可)
 - 一 不遂二十年修行致江湖頭事、
 - 一 寺中追放之悪比丘僧於諸山許容事、(不可許容)
 - 一 致江湖頭(之後)不經五年或転法衣、或修行未熟之僧(不可)転衣事、
 - 一 為末寺背本寺之掟事、
- 右条々、若於違背之輩者、速可追放寺中者也、

慶長十七年十月朔日

(秀忠黒印)

総寧寺

「同文ノ法度、コノ外龍穩寺へモ宛テ、発セラレタリ」²⁰⁾

ところで、こうした幕府の寺院法度発布の経緯について、指摘しておかなければならないことがある。すなわち、辻善之助氏は、「寺院法度の制定は、社会の秩序整頓の象徴であつて、国家統治の権力が、徳川氏に帰すると共に、漸くその端を開いたのである」²¹⁾と述べられているが、前述したように、「高野山法度」は慶長六年(一六〇二)五月二一日に発布されているので、元和元年(一六一五)の武家諸法度および禁中公家諸法度の発布に遡ること一四年も前のことである、という歴史的背景を確認する必要がある。以下に述べるように、辻氏が、『日本仏教史』第八卷(近世篇之二)の第一〇章第一節「江戸初期に於ける仏教の復興」の最初の項目に、「江戸初期に於ける文化の復興」を置いたことから本巻を説き起こした事実はまさに故あることなのである。確かに仏教の繁栄は、当時の社会秩序形成のシンボルであり、平和な時代構築を実現するための新しい文化の復興を担ったということが出来るからである。

徳川家康は、かつて人質として囚われていた今川氏から独立し、三河国の支配を回復しようとしていた時、当地に

おいて一向一揆に直面し、その制圧に苦慮した経験を持っていたからか、幕府成立後、宗教勢力の支配を急いだことが考えられる。²⁴⁾ また、そもそも家康は、今川氏の人質であったところに卓越した仏教者の薫陶を受けていたことを見逃すことができない。²⁵⁾ こうした家康個人の経験や宗教心も与って、戦国の世の平定を進めるために、この国の文化を中心的に担って来た公家や神社の復興を急いだことは十分考えられるのである。他の機会に述べたことがあるので、ここでは詳しく述べないが、家康の仏教信仰には深いものがあり、このことは家康が江戸入府に際して、浅草寺や寛永寺を徳川氏や幕府の祈願寺とし、増上寺を菩提寺にしたことや、その晩年に、当代の名僧たちを招き寄せ、多くの仏教論議を行ったことなどからも知ることができる。²⁶⁾ 幕府が宗教をその統制下に置いたことは疑うまでもないが、現在、こうした家康の仏教信仰が解明されつつあることは、「幕府法と寺法の関係」を知る上でも、今後さらに注目していかなければならない。筆者もかつて、「宗教国家」としての江戸時代について論じたことを付言しておきたい。²⁷⁾

(二) 「享保七年諸宗法度書」

寛永一〇年(一六三三)の崇伝の没後、同一二年(一六三五)に神社奉行が設置され、幕府による各宗派・寺院の支配は強化されていった。²⁸⁾ 戦国時代以降、各宗派内で形成されてきた本末関係を前提として、幕府は近世的な本末制度を構築させ、²⁹⁾ また触頭の任命によって幕府の法令伝達を円滑にするなどして、³⁰⁾ 盤石な寺院統制を確立させていったのである。

しかし、幕府の庇護により、その身分的・経済的な安定を確保した各宗派・寺院の僧侶たちは、檀家制度による幕府の庶民統治の役割まで担った反面、布教や他宗との法論などの禁止や幕府権力に抵触する教理や行動の規制などを受け、やがて宗教者としての行動が形骸化・世俗化していき、その生活が乱れるばかりか、借金銀などを原因とする裁判沙汰を起す者まで現れることになった。幕初に発布された各宗派宛ての法度にすでに規定されていた、寺領の

質入れの禁が、先に紹介した「諸宗寺院法度」においても規定されているように、こうした悪しき流れは留まることなく、民衆を教化するどころか、民衆から非難され、軽んじられる僧侶が増えていったことから、幕府もしかるべき対策を講じなければならなくなっていたのである。

こうした背景から、八代將軍の徳川吉宗の治世となつて、以下に論じる「享保七年諸宗法度書」の発布へと帰結していくのである。ただし、この法度書は、幕府の法度ではなく、その制定主体は、以下に述べるように多分に形式的なものではあるが、各宗派・寺院であつて、寺法として発布されたものであることに注意しなければならない。³¹⁾

では、「享保七年諸宗法度書」の発布をめぐる幕府と各宗派・寺院との関係について論じ、「幕府法と寺法の関係」の変化について考えてみたい。辻善之助氏は、同法度は各宗本山が自ら制定した形になっているが、これは元より幕府の命によって定められたもので、幕府の掟書を標準として、潤色添削して制定したものであらうと述べられている。³²⁾ この間の事情については、『宗教制度調査資料』第四卷第一二輯の「享保七年諸宗法度書」の「解題」で詳しく論じられている。³³⁾ すなわち、前述したような寺院・僧侶の頽廃を改革するとの、將軍吉宗の命を受け、享保七年（一七二二）三月二六日、老中水野和泉守忠之は寺社奉行土井伊予守利意に諸宗の作法が近年、俗に従いよろしからざることゆえ、その変革のために各宗本寺より法度を発布させて、それを守るよう命じ、土井伊予守は各宗の触頭を招集し、書付をもつてその命を各宗本山に通達させた。その結果として、各宗本山が発布した法度を総称して、「享保七年諸宗法度書」と呼んだというのである。

この「解題」は、『徳川実紀』、『政要前録』、『憲教類典』を典拠にして論じられており、『宗教制度調査資料』第四卷第一二輯の「享保七年諸宗法度書」は、大正一二年（一九二三）の関東大震災における消失を免れた、「旧幕寺社奉行書類」を原本としているので、その論述は大方において信用に足るものと思われる。³⁴⁾ なお現在、国立国会図書館には、『享保七年 寺院法度』上・中・下の三巻が所蔵されている。³⁵⁾ その内容は、一部表記に違いがあるが、『宗教制度調

『查資料』第四卷第一二輯の「享保七年諸宗法度書」と同一系統の法度であると言つてよい。

以上のことから、將軍吉宗の治世になると、各宗発布の法度、すなわち「宗派寺法」の制定背景には、幕府権力による指図が大きく働いていた事実を知らねばならないのである。ここに、各宗派・寺院の寺法制定権の縮小を見て取ることができる。

このように、前項で述べた、宗派側の考えを考慮して発布された幕初の寺院法度とは違い、幕府の命を第一とする寺法が発布されるようになったことが窺われる。こうした変化は、幕府権力による寺院支配がより強化されていた事実を示している。

第二節 幕府権力と寺院勢力

本稿では、以上において、江戸幕府法の特色と寺法の存在およびその制定背景について述べてきたが、これから論じるように、実際に現在の寺院に残されている幕府の寺院法度や寺法について調べてみると、これらの法をそれぞれ発布する幕府権力と寺院勢力との関係には、複雑なものがあつたことがわかる。そこで、本節においては、宗派を越えていくつかの寺院の文書や日鑑を繙くことによつてその実態について調べ、本稿第一章でも触れた、今日とは違う江戸時代の法構造について、さらに踏み込んだ考察を試みることにしたい。それは「幕府法と寺法の関係」を考へる上で確認しておかなければならないことである。

(一) 増上寺の場合

三縁山広度院増上寺の寺法については、すでに別稿において論じたので、詳しくはそちらを参照していただくこと³⁶にして、ここでは、宗派・寺院の寺法の制定において幕府権力が介在していた事実について注目することにした。

増上寺は、徳川氏の菩提寺であるばかりではなく、幕府によって浄土宗の総触頭に任じられた名刹であることから、増上寺一寺の寺法（「個別寺法」）だけではなく宗派の寺法、すなわち筆者のいう「宗派寺法」を發布することもでき、その「宗派寺法」である貞享三年（一六八六）十一月朔日の「門末寺院法度」の「裏書」には、

表書之条に、門末之寺院江触置、増上寺当山不変之寺法相定度旨、公儀江申達処、就宜任其意、愈後代為令無改
 変、請求寺社御奉行之加判者也、

霜月十八日

増上寺

古殿印³⁷⁾

とあり、また、

本文并裏書之趣、致承知令加印畢、弥右之定法、後代之方丈相違有間敷候、以上、

本多淡路守在判³⁸⁾

坂本内記印³⁹⁾

湯治御暇故
 無加印、大久保安芸守⁴⁰⁾

とあって、本多淡路守忠当・坂本内記重治・大久保安芸守忠増の三名の寺社奉行によって増上寺の申し達しが承認されたことが記されている。すなわち、「宗派寺法」についても、宗派の側から幕府に通達して、幕府の承認を得てから發布されたことが明らかである。このような経緯について、かつて筆者は、「増上寺が配下の寺院に対して幕府の権威

を借りてその強制力を高めようとしたことが考えられる（中略）が、こうした寺法の制定過程から、宗派の寺法制定における自律性は、將軍のお膝下の増上寺の場合であるからとはいえず、決して強いものではなかったのではないかと思われる⁽³⁹⁾と考察した。寺法一般において同様の手続きが取られたのかどうかは、今後、他の宗派・寺院の場合について調べてみなければわからないが、前節の（二）で述べた「享保七年諸宗法度書」の発布を待たずして、いま述べた増上寺の場合から明らかのように、遅くとも貞享三年（二六八六）、すなわち江戸時代前期の寺法制定において、すでにこうした幕府権力の介入を寺院側が主体的に求めていたことは確かである。

（二）浅草寺の場合

金龍山浅草寺は、徳川家康の江戸入府に際して、徳川家の祈願寺に指定された関東の古刹であり、寛永寺、増上寺とともに江戸三大寺ともいわれるように、徳川家と特別な関係にあったことを考慮する必要があるが、江戸幕府が成立し、仏教統制が法的、制度的に確立していく中で、天海を開基とする幕府の祈願寺となった寛永寺と徳川家の関東における菩提寺である増上寺の二カ寺が特別な待遇を受けることになり、歴代將軍の墓所もこの両寺に置かれることになった。

ただし、元文五年（一七四〇）に浅草寺の住職（別当）を寛永寺住職が兼帯することになったことや、江戸城の紅葉山の祈祷僧が浅草寺から選ばれることになっていたこと、また將軍の御成りがしばしばあったことなどから、一般の寺院とは違う待遇を受けたことは疑う余地がない⁽⁴⁰⁾。こうしたことから、浅草寺の場合も特例であったと考えるべきかどうかは、今後、検討していかねばならないが、少なくとも浅草寺に残された寺務日記である『浅草寺日記』を繙くと、幕府の個別寺院支配の一面がよく見えてくることは確かである。以下に述べるように、例えば、幕府の基本方針と伝えられる、特定の幕府役職者以外他見が認められなかったという、幕府法典についての秘密主義が決して文字通りのものではなかったことや、本稿第一章で述べたような、どうにか確保された宗派内の自律的支配に固執せず、

宗派側があえて幕府権力の介入を許すことによつて、末寺支配を円滑にしようとしていたのではないか、ということなどを見て取ることができるのである。

さて、『浅草寺日記』第六卷、寛政三年（一七九一）二月一二日の条には、次のような僧侶刑罰法規についての記事がある。

一 執当衆を御書付を以一山并末門迄も為心得申触候様御申渡有之候ニ付、役者江申達別紙書付左之通

一 本寺江仕置申付候処、不埒之願申出候者 中追放

一 本寺之礼式不相勤、退院申付候而も不請者 軽追放

一 本寺之礼式を破り、僧祿（僧力）之指拜（罪也）不用もの 脱衣追放

一 僧祿（僧）を蔑に致し、非分を申一山騒（騒）セ候もの 中追放

一 門末致一味連判、背古法無証抛之儀申出候者 中追放

一 直訴強訴越訴致し候もの 重追放

一 御条目を背き、触頭申付及違背候もの 遠島

右之通、諸寺諸山田舎本末之間隨其輕重而御咎之品決定有之候、就夫日光御門主之御事ハ天台一宗惣本寺故、此度僧祿（縁）を蔑（蔑）いたし、直ニ御奉行所江越訴有之、其科尤嚴重之処、格別之御憐愍を以軽く被仰付候条、別当代より一山衆徒末門江蔑可被申達候也

二月^①

ここに「執当衆」とは寛永寺の両執当、「一山」とは浅草寺一山のことである。これは、拙著『近世浅草寺の寺

法と構造』で述べたように、浅草寺の寺中三カ院の処罰に当たって、本寺の寛永寺が、右の僧侶刑罰法規を示してから、今回は格別の憐憫をもって軽い処罰にしたということを書いたものである。⁽⁴²⁾ ここに見られる僧侶刑罰法規とは、明和七年（一七七〇）以前に幕府が制定した「寺社方御仕置例書」の抜粋であることは疑いようがないが、寛永寺はこの幕府法規を知っていただけではなく、宗派内の裁判における判決を導くための法規としてこれを示すことによつて、自らの裁定が当事者にとつて寛刑となることを証明しようとした事実を見逃してはならない。つまり、寛永寺は末寺の僧侶処罰において「寺社方御仕置例書」、すなわち筆者の言う「幕府寺院關係法」を引き合いに出すことによつて、その裁定が温情あるものであることを浅草寺に伝えようとしているのである。このように、最終的には、右の「寺社方御仕置例書」の抜粋に規定された刑罰を示しながらも、寛永寺の判断で三カ院に退院を科するに留めるといふ巧妙さが窺われるのである。

このように、宗派内の処罰であっても、必ずしも寺法のみ準拠しているのではなく、本寺が最終的な判決を下してはいるものの、その裁判過程においては幕府法が引き合いに出されるという、いわば幕府権力への「もたれかかり」があつた事実を看取しなければならぬ。

(三) 大石寺の場合

多宝富士大日蓮華山大石寺は、現在の静岡県富士宮市上条に所在する、日蓮正宗の総本山である。大石寺は、日蓮の弟子である六老僧の一人に数えられる日興の門流の寺院であり、江戸時代には富士五山（いずれも日興門流）の筆頭格にあつた。同寺は、幕府六代將軍徳川家宣の正室天英院の供養を受けたことで知られる。大石寺は、大きな戦乱や天災を免れ、古くからの多くの典籍や文書を格護して今日に伝えている。ここでは、その中でも江戸時代の史料を多く収載した『諸記録』を繙くことによつて、同寺に残されている幕府法を紹介することによつて、幕府権力と寺院勢力の關係について考えてみたい。⁽⁴⁴⁾

『諸記録』は、大石寺の執事を務めた能勢順道氏によって編集された大書である。筆者の手元には、同書の第一部から第二一部までの各部に加え、「補訂」第一部の二三冊がある。同書は、編者自身の手によって原文の解説および筆記がなされたものと思われる。本書では、大石寺関連の史料を中心とし、末寺史料・檀家史料も広範に編集されている。その内容としては、寺内・対末寺・対俗家・対幕府・対代官関係の由緒・寺務上の文書が大半で、教義関連のものは少ない。⁽⁴⁵⁾

ここでは、『諸記録』第一二巻に収録されている「公載一件」を紹介することによって、前述した『浅草寺日記』と同様に、一寺院の史料の中に幕府の秘密法典が記されている事実に着目して、幕府権力と寺院勢力との実際の関係について論じる。

同史料は「奥書」に「文化十四丁丑年八月十一日」と記されているが、それに続いて嘉永七年（一八五四）五月に日掌贈上人の弟子である東光寺の日現によって、師が所持した本を遺言通りに御箱に納め置いたことが注記されている。⁽⁴⁶⁾

この史料は、前述したように、編者によって筆記されており、その表紙には、「公載一件」⁽⁴⁷⁾（以下、「公裁一件」⁽⁴⁷⁾とす）と書かれていて、同巻の一五三頁から二一七頁に及ぶ幕府の法規集である。ここにその全文を記すことはできないが、冒頭の「公事訴訟取捌」の第一条から第四条までの規定と「公事訴訟取捌」に続く各項目については紹介しておきたい。

公事訴訟取捌

一、関八州より申出公事御料私領共御勘定奉行初判八州之外も御領之分者右同断⁽⁴⁸⁾

但 大岡越前守支配之分ハ寺社奉行所越前守初判出之

一、関八州之外私領之分寺社奉行初判

但 八州之内ニ而も寺社奉行支配之分ハ右同断

一、五畿内近江丹波播磨国ハ京大坂町奉行江訴出

但 右之国より余国江懸リ候出入ハ寺社奉行より初判出之

一、町奉行支配之町々出入ハ勿論江戸之内寺社奉行支配之者より町奉行支配之者江懸リ候出入又者御勘定奉行
初判出候江戸町端并近在々より江戸之者江懸リ候出入共一座裏判不及出双方之家主名主与頭五人組立合
来ル幾日迄可濟於相濟候幾日ニ可出旨其筋之役処之押切裏書出ス其上ニ而評定所江出ル^④

この冒頭四カ条から始まる「公事訴訟取捌」は、全一三カ条で構成されていて、それ以降には、「国郡境論」七カ条、「山野入会村境論」一六カ条、「魚獵海川境論」一八カ条、「田畑禁論」二七カ条、「証拠証跡用不用」九カ条、「馬継河岸場市場論」一七カ条、「跡次養子離別後住并引取人」四〇カ条、「寺社離并且檀出入」二二カ条、「質田畑論」二六カ条、「借、金家質出入」二四カ条、「奉公人出入」九カ条、「^{取力}載許破背掟其外御仕置ハ大概等之事」一八四カ条と続いた後に、

寛保二戌歳四月

時服

寺社奉行 牧野越中守

町奉行 石河土佐守

^{取力}御定奉行 水野对馬守

右者御定書御用相勤候ニ付於御座之間御目見拝領物有之

御勘定評定所留役

金壹枚宛 浅井半左衛門
 銀拾枚宛 岩佐江藏郷?

倉橋武右衛門

右ハ御定書御用相勤候ニ付於躑躅之間

右近將監申渡^⑩

と記されている。このように「公事訴訟取捌」の第一条から第四条までの規定は、『公事方御定書』下巻、いわゆる「御定書百箇条」の第一条「目安裏書初判之事」^⑩を基にした規定であることは明らかである。これに続く各条又は、「御定書百箇条」をはじめとする幕府の法令を、寺院・寺領に関するものを交えて、項目ごとに編集されたものといつてよいと思われる。

管見では、この大書の『諸記録』においても、大石寺の寺法と銘打った法令は収録されてはいなかった。したがって、大石寺のような格式のある本寺においても、寺院運営はこの「公裁一件」として集成された幕府法などが重要な準拠となる法として用いられていたことが推測できる。もともと、寺内の老僧などによつて伝えられた慣習法としての寺法も効力を持ったものと思われるので、今後成文化された寺法を探すとともに、寺院運営、中でも寺院内の裁判実務の実態についてさらに調査を進めてみたい。

ただし、「公裁一件」が大石寺に伝えられた江戸時代後期においては、寺院の自律的支配はさらに縮小され、この「公裁一件」のような幕府法が、時に寺法に取って代わつて運用されていたことも考えられる^⑪。

(四) 長生寺の場合

現在の山梨県都留市下谷にある曹洞宗の大儀山長生寺の寺史や概要については、筆者の「日本近世借金銀寺」に関する前稿で論じたので、ここでは早速、本節のテーマに沿って同寺について述べることにしよう。

長生寺には、大部の近世文書が現在まで残されているので、それらを繙いて寺史を振り返ってみると、同寺では火災や寺領の百姓たちとの出入が起きるなど、激動と言つてよい時代を経験していることがわかり、歴代の住職をはじめとする寺院関係者の苦勞が伝わってくる。ここに紹介する、乾・坤二冊に亘る貴重な史料である『鷹眼目』⁵⁴が長生寺に現存していることは、同寺が末寺二八カ寺、又末寺一〇カ寺を擁し、前稿で紹介したように、「近隣の寺々から卓絶している」といわれた名刹であることを証明している。そこには、長生寺の創建以来の歴史や寺院を担つた人物、寺院内の出来事や寺領の百姓たちの訴訟などが事細かく記されていて、管見では、宗派の本山や他の寺院によつて刊行された史料集からは窺うことのできない、貴重な近世の曹洞宗寺院の実像がそこから浮かび上がってくる。ここでは、『鷹眼目』に収められている「幕府寺院関係法」をはじめとする幕府法や「宗派寺法」の概要について紹介し、幕府権力と寺院勢力の関係について考えることにしたい。

さて、『鷹眼目』乾には、一方で、寛永一二年（一六三五）一二月二日に酒井讃岐守・土井大炊守によつて下された、「誓詞之間掛板御文言」との表題のある「定」一二カ条をはじめ、元和六年（一六二〇）五月二六日に曹洞宗大中寺から下された「曹洞宗法度」五カ条や寛文五年（一六六五）七月一日の「御公儀御定御朱印之写」（諸宗寺院法度）、年月日は不詳であるが、「寺社訴訟人ニ付寺社奉行江之伺」や「町方訴訟人ニ付町奉行伺并御下知」などが収められている。また他方では、寛永一五年（一六三八）八月二八日に永平寺が下した「定」七カ条や貞一二月（発布年は不明）に大中寺・龍穩寺・総寧寺の三カ寺が下した「定」などが収められている。さらには、年月日は記されていないが、「評定所法式」までが記されている。具体的な条文を紹介することは、紙幅の関係もあつてここではできないが、筆者

が進めている「日本近世借金銀寺法の研究」の続稿において、これらを翻刻して紹介する予定である。⁽¹⁵⁾ 残念ながら、こうした幕府法をはじめ「幕府寺院関係法」や「宗派寺法」が具体的に長生寺においてどう運用されていたのかは、いまのところ明らかにするには至っていないが、一寺院の運営において、寺法以上に「幕府寺院関係法」や関連する幕府法が大きな役割を果たしていたのではないかと推測してもよいように思われる。

- (11) 辻善之助『日本仏教史』第八巻く第一〇巻〈近世篇之一〇四〉(岩波書店、一九五二〜一九五五年)
 (12) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)一一七四号の(二)では「定」、石井良助校訂『近世法制史料叢書』(復刊訂正、創文社、一九五九年)所収の「御當家令條」一三五号では「覚」(同書「目次」では「諸国寺院御掟」、文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第六卷(明治百年史叢書、原書房、一九七七年)第一六輯「江戸時代宗教法令集」八〇号では「定」(同書「目次」では「諸宗寺院法度」とある。

なお、『宗教制度調査資料』は、大正一四年(一九二五)に当時の文部省宗教局が各宗本山に報告させた本末関係の現状や歴史を集成したものである。同資料には、江戸時代の幕府の寺院法度や各宗派・寺院の寺法についても収録されている。

- (13) 辻・前掲『日本仏教史』第八巻〈近世篇之二〉(岩波書店、一九五三)、一七七頁。
 (14) 豊田武『日本宗教制度史の研究』(第一書房、一九三八年)。ここでは同書を収録した、豊田武著作集第五巻『宗教制度史』(吉川弘文館、一九八二年)、一七頁を参照した。

- (15) 笠谷和比古氏は『義演准后日記』慶長一九年二月二五日条、同二〇年六月一七日の条に抛り次のように述べられている。なお、引用文中の傍点は笠谷氏による。

醍醐寺座主であつた義演の日記によれば、慶長十九(一六一四)年二月頃より、法度制定のため諸門跡より崇伝の下に旧記類が録上されている。そして義演の場合には、真言宗諸法度の件について崇伝との間で文書の往復を繰り返して、法度の草案を義演の側よりたびたび提出しているのである。(同著『近世武家文書の研究』法政大学出版局、一九九八年、五七〜五八頁)

- (16) 辻・前掲『日本仏教史』第八巻〈近世篇之二〉、一八六頁以下。
 (17) 辻善之助『日本仏教史研究』第三卷(岩波書店、一九八四年)、三四一頁。
 (18) 同右、三四二頁。
 (19) 副島種経校訂『新訂 本光国師日記』第一(統群書類従完成会、一九六六年)、二六四頁。
 (20) 前掲『宗教制度調査資料』第六巻、一二〜一三頁。
 (21) 辻・前掲『日本仏教史』第八巻〈近世篇之二〉、一七六頁。

- (22) 笠谷和比古氏は、その著『徳川家康』(ミネルヴァ書房、二〇一六年)において、慶長六年(一六〇一)の高野山法度は、高野山における学侶方と行人方との大掛かりな紛争の裁定に際して発布されたもの、すなわち個別の寺院における紛争の解決が幕府に求められた結果として発布されたものであり、各宗派の寺院を対象とする法度は、やはり慶長一六年(一六一一)を境として頻出してくるのであつて、慶長一七年(一六一二)に発布された曹洞宗法度が初出であるとしている。ただし、文部省宗教局編『前掲』宗教制度調査資料』第六卷第一六輯「江戸時代宗教法令集」によると、慶長一三年(一六〇八)の「比叡山法度」の発布から、慶長一七(一六一二)一〇月朔日の「曹洞宗法度」の発布までに、一四に及ぶ法度・条目・定・覚が出されている。
- (23) 辻・前掲『日本仏教史』第八卷〈近世篇之二〉、一ページ。
- (24) 笠谷・前掲『徳川家康』、三〇〜三二頁。
- 圭室文雄氏は、同著『日本仏教史 近世』(吉川弘文館、一九八七年、五頁)で、寺院法度が慶長末年から元和初年に集中して発布された目的として、寺院が中世以来持っていた守護不入権などの特権を剝奪すること、寺院本末制度を再編し幕府の支配機構の中に組み込むこと、さらには豊臣秀頼の敗退が決定的になったとはいえ、大坂方と畿内の大寺院が結びつき反徳川の勢力となる可能性を恐れていたことを指摘している。
- (25) 笠谷・前掲『徳川家康』、一六〜一七頁。
- (26) 佐々木邦麿「天海と関東天台宗」榑田良洪博士頌寿記念会編『高僧伝の研究』(山喜房仏書林、一九七三年)、曾根原理『徳川家康人格化への道——中世天台思想の展開』(吉川弘文館、一九九六年)第三部第二章「徳川家康と天台論議」、拙著・前掲『日本法制史のなかの国家と宗教』第四章の2「宗教国家」、参照。
- (27) 近世国家の宗教性については、大桑斉「近世の王権と仏教」(思文閣出版、二〇一五年)、参照。筆者も、拙著・前掲『日本法制史のなかの国家と宗教』第四章の2「宗教国家」でこの問題について述べた。
- (28) 小沢文字「寺社奉行考」児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』(吉川弘文館、一九八三年)、参照。
- (29) 仙田善雄「幕藩権力と寺院・門跡」(思文閣出版、二〇〇三年)第一部第三章「近世前期の寺院行政」、参照。
- (30) 宇高良哲「触頭制度の研究」(青史出版、二〇一七年)、参照。
- (31) 以上の歴史的経過については、拙稿・前掲「日本近世借金銀寺法の研究——寺法の体系的研究に向けて——」、参照。
- (32) 辻・前掲『日本仏教史』第八卷〈近世篇之二〉、二九六〜二九七頁。
- (33) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第四卷(明治百年史叢書、原書房、一九七七年)第一二輯「享保七年諸宗法度書」の「解題」、一〜四頁。
- (34) 同右。
- (35) 請求番号・八二二一三〇七。

- (36) 拙稿「日本近世借金銀寺法の研究〔各説Ⅰ〕 江戸・浄土宗増上寺篇——」（『創価法学』第五一卷第三号、二〇二二年）、参照。
- (37) 増上寺史料編纂所編『増上寺史料集』第一卷（大本山増上寺、一九八三年）、二一〇～二一一頁。拙稿・前掲「日本近世借金銀寺法の研究〔各説Ⅰ〕 江戸・浄土宗増上寺篇——」、参照。
- (38) 前掲『増上寺史料集』第一卷、二一一頁。
- (39) 前掲・拙稿「日本近世借金銀寺法の研究〔各説Ⅰ〕 江戸・浄土宗増上寺篇——」、参照。
- (40) 拙著・前掲『近世浅草寺の寺法と構造』第二章「近世の浅草寺」、参照。
- (41) 『浅草寺日記』第六卷、四八一頁。拙著・前掲『近世浅草寺の寺法と構造』第六章「浅草寺の「山体制」、参照。
- (42) この事件の概要については、拙著・前掲『近世浅草寺の寺法と構造』において、『浅草寺日記』の記事を読み取ってまとめたので、その個所を引用しておく。
- 浅草寺寺中の松寿院・金蔵院・延命院の三カ院は、具体的な内容はわからぬが、時の別当代と役者を相手取り、筋無き願いで幕府へ駈込訴をした。その結果、三カ院は寺社奉行牧野備前守によって逼塞を申し付けられたが、後に御免となり、あとは宗内の処罰に任されたのである。そこで、寛永寺は三カ院に退院を命じているが、そのとき寛永寺が下したのが右の書付である。ここでは、幕府の処罰は本来厳しいものであるが、今回の事件については格別の憐愍をもって軽く仰せ付けられたとしている。そしてこの間、浅草寺では、別当代が奉行所や寛永寺に向いて、事態の收拾に努めている。（同拙著一五三頁）
- (43) 拙著・前掲『近世浅草寺の寺法と構造』第三章「浅草寺日記」に記された寛政三年の僧侶刑罰法規、服藤弘司『公事方御定書 研究序説』（創文社、二〇一〇年）二七三～二七六頁、参照。服藤氏は同書で、「幕府奉行所内部において、『寺社方御仕置例書』は、『公事方御定書』と同様な取扱いをうけ、これまた『公事方御定書』と同様に秘密法典とされ、寺社に対し正式に頒布されることはなかった」（二七三頁）と述べている。また、同氏は、同書において『寺社方御仕置例書』は、延享元年（二七四四）六月に完成していたとしている（「一」の2の註20、「五」の3の二六一～二六三頁）。
- (44) 大石寺には、これ以外にも堀日亨編『富士宗学要集』全二〇巻（創価学会、一九七四～七九年）が残されており、第五巻「宗史部」・第八巻「史料類聚（一）」には、寺内の金銭の扱いや「什物」・「金子」の「寺附」についての記述などがあるので、他の機会に紹介する。
- (45) 『諸記録』については、山口範道氏がその著『日蓮正宗の基礎的研究』（山喜房佛書林、一九三三年）の二「古文書界の一隅」で紹介されている（同書一頁）。
- (46) 同書の表紙裏にも、「日掌贈上人所持之、弟子日現納之」と記されている。
- (47) 「公裁一件」については、『国書総目録』第三卷（岩波書店、一九六五年）、二二七頁にその名が見えている。また、同名の史料は名古屋大学図書館にも所蔵されており、東京大学法制史資料室には、「公裁一件抄」が所蔵されている。他の図書館や研究機関

にも所蔵されている可能性があるので、他の機会に調査および校合を行いたいと思う。

- (48) 能勢順道編『諸記録』第二部、一五三〜一五四頁。
 (49) 二一六〜二一七頁。
- (50) 法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』別巻(創文社、一九六一年)五七〜五八頁。
 (51) なお、「公裁一件」所載の借金銀に関する規定については、別稿でまとめて紹介する予定である。
- (52) 拙稿「日本近世借金銀寺法の研究——寺院借金銀の具体的事例——」(『創価法学』第五二巻第二号、二〇二二年)。
 (53) 長生寺所蔵。『鷹眼目』乾・坤については、曹洞宗各寺に残されている史料目録を編集した、曹洞宗文化財調査委員会編『曹洞宗文化財調査目録解題集』六一(関東管区編)(曹洞宗宗務庁、二〇〇三年)の「山梨 二八一 長生寺 都留市下谷二九五四」の(文書)一五六号にその名が記されている。同書の成立年代や収録されている史料については、現在、調査中である。
- (54) 都留市史編纂委員会編『都留市史 資料編 古代・中世・近世Ⅰ』の近世Ⅰ第二章第七節「神社」の三九〇号、宝永三年(一七〇六)「下谷村の長生禪寺由緒書」の「解説」(七九九頁)。
 (55) 「誓詞之間掛板御文言」を下したのは、時の奉書連判である酒井讃岐守忠勝・土井大炊守利勝と思われる(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』一、東京大学出版会、覆刻一九九七年、三頁、四頁)。
 「評定所法式」については、『国書総目録』第六卷(岩波書店、一九六九年)、八三三頁にその名が見えている。また、同名の史料は東京大学法制史資料室にも所蔵されており、名古屋大学図書館には「評定所法式并公「事」訴訟「取」捌之」が所蔵されている。他の図書館や研究機関にも所蔵されている可能性があるため、他の機会に調査および校合を行いたいと思う。

おわりに

以上のように、本稿では、「幕府法と寺法の関係」を知るための基礎的な研究として必要と思われる、幕府権力の寺院への介入を調べることを目指して、幕府の寺院法度や寺法の制定過程の実態などについて少しばかり考察を加えるとともに、寺院側に残されている幕府法をはじめ「幕府寺院関係法」や「宗派寺法」などについて紹介してみたが、詳細な考察を加えるには至らなかつた。しかし、それでも、これまであまり注目されることのなかつた、寺院内の法状況や寺院が幕府の法度を巧妙に示すことによって寺内の僧侶処罰を解決に導こうとしたことなどを明らかにするこ

とはできた。

近世の寺法が、古代・中世と違ってその自律性が低下していたことはよく知られていることであるが、個々の寺院において寺法が実際にどのように残され、機能していたのかについては、まだ十分な研究がなされているとはいえない。本稿も、まだその説明のための入り口にたどり着いたに過ぎないが、幕府からの視点ではなく寺院内部の実情の把握から考察をはじめたことはできたのではないかと思われる。

筆者は、今後さらに関係する寺院文書を調査していかなければと思っているが、その際に参照すべき学説として、服藤弘司氏が論じられた、時代の変化とともに藩法の幕府法化が進んだという理解がある。この学説を参照しつつ、さらに寺院の場合は、寺法ではなく幕府法自体をそのまま自らの寺院運営の拠り所にしていったこともあり得るのではないかと本稿を執筆しながら考えるようになった。こうした問題意識を持って、「幕府法と寺法の関係」をより深く解明することができるように、これからも寺院の文書や日鑑の調査・研究を続けていこうと思う。

(56) 拙稿・前掲「日本近世借金銀寺法の研究——寺法の体系的研究に向けて——」、参照。

(57) 服藤弘司『幕府法と藩法』〔幕藩体制国家の法と権力〕（創文社、一九八〇年）第一章第二節IV「藩法の幕府法化」、参照。

*本稿の執筆に際しては、山梨県都留市の曹洞宗大儀山長生寺の山本義典住職、東京大学法学部の新田一郎教授のご支援、ご教示を頂戴した。記して、感謝の意を表する。

*本誌の月号には、筆者が連載している翻刻「諸家例叢（江幡五郎自筆 輯共二卷）」の続稿が掲載される予定であったが、本年度春学期においては同稿を執筆することができなかったため、本年二〇二三年三月一六日に脱稿していた本稿を掲載していただくことをお認めいただいた。本誌編集委員の教員各位へ謝辞を申し述べたい。

（本学法学部教授）

